

ロイヤルティに対して関税課税??

最近お客様から『日本親会社へのロイヤルティについて関税を払いなさい』と税関から指導を受けたがロイヤルティについては増値税・企業所得税を源泉納付しているのに、さらに関税までかかるのか? というご相談を多く受けます。

1 ロイヤルティに対する本来の課税

現地子会社において製造技術や販売手法などが十分確立されていない場合には、親会社が有する製造技術の子会社に使用させたり、技術指導を行い子会社をサポートしたりするケースが多くあります。これらのうち商標権の使用、技術譲渡については、親会社は子会社から正当な対価としてロイヤルティを収受することになるとは思いますが、中国現地法人が親会社からの請求に対してロイヤルティの送金を行う際には、優遇税制の適用等がなければ原則として親会社が負担すべき流通税（営業税または増値税）とその付加費及び企業所得税を送金者である中国現地法人が源泉徴収して親会社の代わりに税務当局で納税手続きを行います。ロイヤルティは無形資産の譲渡、使用料収入であり、通関を通して行う物品の輸出入ではないため親会社との間の取引が当該ロイヤルティ取引しかない場合には関税の課税対象とはなりません。

2. ロイヤルティ契約の内容によっては関税の対象となることも・・・

親会社との間で技術譲渡契約を締結している企業で、原材料・部品を親会社から輸入し、その輸入原材料・部品を使用して加工・生産を行っている企業が多くあります。

今回のテーマにある「ロイヤルティについて関税の支払いを求められる」企業は、原材料・部品を親会社から調達を受けている企業です。

ロイヤルティ契約（商標権・特許権使用や技術譲渡）の中身に子会社が輸入する原材料・部品を生産するために用いられる技術が含まれている場合や、商標権や特許権が輸入貨物である原材料・部品と関連するものであ

る場合には、税関は、輸入関税・増値税の課税標準となる実際の輸入価格（インボイス価格）にロイヤルティ金額が含まれていない可能性があり、徴収した関税額が低かったと主張し、「インボイス価格+ロイヤルティ金額」を基に関税・増値税の徴収を求めてきます。

3. ロイヤルティ契約に関税をかけられないためには

ロイヤルティ取引と親会社からの輸入貨物の関連性が高い場合には、上記問題が生じるリスクが高くなりますので、ロイヤルティが輸入原材料・部品とは関連しないものであり、あくまで輸入後、中国において行う生産・加工技術に必要な技術に関わるものであること、またロイヤルティの支払いが当該貨物を中国国内で販売する条件となっていないことを明確にし、かつその技術の内容を「具体的」に契約書に記載し説明できるようにしておく必要があります。

ロイヤルティが原材料・部品とは無関係であることを主張するためには、原材料・部品の調達先をたとえば国内業者からの仕入れに切り替えても問題ないといえるような状況を作ることも対当局に対する説得材料となります。

また、親会社からの輸入原材料・部品を使用して生産販売した製品等については、販売価格から売上原価のうち原材料・部品の金額を控除した金額をロイヤルティの対象にするなどの対応も検討した方がよいと思われます。

最近中国各地の税関でこの問題について企業側に問い合わせをしてくるケースが増えていきますのでご注意ください。（以上）